

公布された規則のあらまし

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第 45 号）

- 1 57 歳に達した職員（佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 38 条又は第 39 条の規定の適用を受ける一般職員の例により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の 4 月 1 日以後の昇給は、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、一般職員の例により決定することとした。（第 8 条関係）
- 2 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 46 号）

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成 25 年佐賀県条例第 52 号）の施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日とすることとした。